

令和4年度豊橋市内部統制評価報告書

豊橋市長浅井由崇は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第150条第4項の規定による評価を行い、同項に規定する報告書を次のとおり作成しました。

1 内部統制の整備及び運用に関する事項

豊橋市長浅井由崇は、豊橋市の内部統制の整備及び運用に責任を有しており、本市においては、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月総務省。以下「ガイドライン」という。）に基づき、「豊橋市内部統制基本方針」（令和2年4月1日公表）を策定し、当該方針に基づき財務に関する事務に係る内部統制体制の整備及び運用を行っています。

なお、内部統制は、各基本的要素が有機的に結び付き、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものです。このため、内部統制の目的の達成を阻害する全てのリスクを防止し、又は当該リスクの顕在化を適時に発見することができない可能性があります。

2 評価手続

本市においては、令和4年度を評価対象期間とし、令和5年3月31日を評価基準日として、ガイドラインに示された評価手続に基づき、内部統制の評価を実施しました。

3 評価結果

上記「2 評価手続」に基づき評価を実施した限り、本市の財務に関する事務に係る内部統制は評価基準日において有効に整備され、かつ、評価対象期間において有効に運用されていると判断しました。

4 不備の是正に関する事項

記載すべき事項はありません。

令和5年7月11日 豊橋市長 浅井由崇